

ブータン訪問

7月31日（日）から8月6日（土）の1週間で本校生徒4名がブータン王国を訪問しました。今回のブータン王国訪問は、今年度から本格的に始まった、島前高校と海外との交流の一環でした。※今回は、訪問した4名を代表して2年生の伊藤圭那さん（西ノ島中学校出身）と万代涼さん（海士中学校出身）に話を聞きました。

- どうしてブータン行きを希望したのか。

⑩、⑪ 1年生の時の「夢探究」の授業で、早稲田大学の平山先生が来てくださり、そこでブータンの話を聞きました。そこで、ブータンの小・中・高校生に「あなたの夢は何か？」と聞いている動画を見たら、みんなが様に「周りの幸せが自分の幸せ。」と答えていて…。それに衝撃を受けて、「ブータンってどんな所だろう。」と興味を持つようになり、ブータン王国訪問希望者の応募があった際に手を挙げました。



- ブータンで何をしたのか。

⑩、⑪ テーマは、自分たちで決めました。ブータン行きを希望した6人で考え（面接でもれてしまった2人も加えて6人）、『島前とブータンの幸せの相違点』を調査していくことにしました。行く前に、島前高生の幸せについてアンケートをとったり、夢探究の授業で見たブータンの動画の島前高生版を作ったりしました。それらをブータンで披露するために英語になおすのは大変でした。

- 行って一番感じたことは。

⑪ 臭いがきつかったです！ ブータンは、自然が豊かできれいな場所だと思っていたのに、首都ティンブーはそうではなかった。

⑩ 近代化が結構進んでいて、高校生はみんなが携帯電話を持っていました。日本に近い感じ。でもインタビューすると、「ブータンが好き。」「国王が好き。」という人ばかりで、そこは日本とちがっていました。

- 勉強になったことは。

⑩ ブータンの中学生や高校生は、「ブータンの伝統文化が大切だ。」と言っていました。「伝統文化を守り、中国やインドとは違う国であることを示さないと、侵略される恐れがある。」という考えからでした。私達も、住んでいる所（島前）のことをもっと知らないといけないということを感じました。

⑪ 自分が、都会にあこがれすぎていたことに気がきました。ティンブーの臭いは、本当に死にそうだった（笑）。ティンブーから田舎に行くと、深呼吸をする自分がいて…。そこで、「自分はいい所（海士）に住んでいるんだ。」と思いました。海士で過ごしていると無臭の空気なんて当たり前のものだったけど、価値のあるものだということに気がきました。

- ブータンに行くまでの生活とこれからの生活で変えてみようと思うことがあるか。

⑩ 西ノ島のことを調べたいです。例えば今は、船引運河に興味があります。その物があることは知っているけど、歴史や始まりなどはよく知らない。「あれ？」と、興味がわいた時にきちんと調べ、知るようにしていきたいです。

⑪ 空気を汚さないようにしたい（笑）。ブータン訪問でガイドをしてくださったペマさんが「日本の都会は、あっちからもこっちからも人が来ていて、文化が壊されていっている。だから、着物を着ることもないでしょ。」と話していました。ここ（島前）は、このまま（今のまま）にしておきたいと思います。



- ブータンに行って、伝えたいことがあればどうぞ。

⑪ 島前高生の皆さんに。特に、島内生の皆さんには、せっかく行ける機会があるのだから、海外にも行ってみようとすると思います。行ってきた私達の話聞くより、実際に行った方が絶対に楽しいです。

⑩ そうだね。島前高校生にはもっとチャレンジしてほしい。私は、ブータンに行って気付いたことがたくさんありました。海外に行く機会があったら、積極的に行くといいと思うし、島前地域にも積極的に出て行ってほしいです。積極的に動くことで、たくさんの気付きがあるはずです。意外と楽しいですよ！

島前高校の特色ある取り組み。そこで学ぶ生徒の姿。今後も定期的にお伝えします。

支障木の伐採を行いました

平成28年10月5日に接近した台風18号の影響で、西ノ島町の各地区にも被害が発生しました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

翌日天気が回復してから道路等の点検を行った結果数力所の倒木を確認し、その中でも通行に支障がでる箇所の伐採を行いました。



交通量の少ない林道などは枯松等が点在しており、普段でも倒れやすい状態となっています。台風や強風の際は特に通行に注意して頂きたいと思います。

お問い合わせ先： 別府支所（西ノ島町役場地域振興課内） 集落支援員
電話：7-8131 FAX：7-8025

毎日を笑顔で暮らそう

集落支援員活動日誌

2016
Vol. 14

狩猟期間が始まります

1. 狩猟期間

・JAしまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内12月11日から2月15日まで

・右記以外の狩猟可能場所…11月15日から2月15日まで

2. 法による銃猟禁止区域等事項

○銃猟が禁止されている場所

・鳥獣保護区（焼火山南側）、公道（私道でない道路全般・赤道も含む）、公園法の特別保護地区、社寺境内、墓地など

○銃猟が禁止されている場所等（狩猟禁止場所に左記を追加）

・市街地又は、人家、人の集まる場所、人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲

○銃猟の時間規制

・日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没・日の出の時刻とされている）

3. 土地所有者の承諾

・垣、柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ（要注意）

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がたくさんいますので、ハンターの皆様におかれましては、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底して頂くようお願いいたします。また、法令やマナーの遵守も重ねてお願いいたします。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、よろしく願っています。